

平成26年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成26年度6月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課 医療指導課	1 2 9 12 18 20 21 23 25
	2 歳入歳出事項別明細書		27
	3 節の明細		36
	4 債務負担行為に関する調書	子ども発達支援課	37

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成26年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算		
	1 総括表		38
	2 歳入歳出事項別明細書		39
	3 補正予算説明資料	青少年・家庭課	41
	4 歳出事項別明細書		42
5 節の明細		43	

【予算以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について	青少年・家庭課	44

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成25年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	障がい福祉課ほか	49
報告第9号	長期継続契約の締結状況について	長寿社会課ほか	50

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
障がい福祉課	6,813,469	162,835	6,976,304	11,249		36,000	115,586	
長寿社会課	9,704,534	75,532	9,780,066			75,532		
子育て応援課	7,902,767	174,622	8,077,389	53,228		107,661	13,733	
青少年・家庭課	2,798,914	3,140	2,802,054	1,084			2,056	
子ども発達支援課	1,063,073	4,644	1,067,717	3,096			1,548	
健康政策課	1,581,887	43,204	1,625,091	9,202		20,131	13,871	
医療政策課	5,882,410	16,341	5,898,751	1,230		15,111		
医療指導課	13,167,660	5,433	13,173,093	4,957			476	
部計	55,073,617	485,751	55,559,368	84,046		254,435	147,270	

説明

主な事業

- ・(新) 障がい者おもてなしプロジェクト事業
- ・(新) 鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業
- ・(新) 鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業
- ・(新) アルコール健康障がい緊急対策事業
- ・(新) 認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業
- ・(新) 地域の結婚・出産・子育て応援事業(地域少子化対策強化交付金)
- ・青少年健全育成条例施行費
- ・特定疾患対策費
- ・みんなで支えあう地域づくり事業(自死対策緊急強化事業)
- ・(新) 「薬学生サマーセミナーin鳥取」開催事業

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7682)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい者おもてなしプロジェクト事業	0	75,134	75,134				75,134	
トータルコスト	0	79,004	79,004	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	関係機関との調整、契約事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

手話言語条例をはじめとする先進的な障がい者施策を実施する鳥取県として、今年度開催するあいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭)及び手話パフォーマンス甲子園に参加する障がい者等をおもてなしするため、県民、企業等の協力を得ながら、ハード・ソフトを含めた各種おもてなし対策を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	補正額
1 遠隔手話通訳サービス事業	ろう者が県内でいつでも安心して、聞こえる人とコミュニケーションをとることができるよう、県内の観光案内所、主要駅、空港、全国障がい者芸術・文化祭関係のイベント会場等にタブレット型端末を配置し、テレビ電話機能を通じて手話通訳者が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行う。 ○土日利用に対する対応。 ○芸術・文化祭～手話パフォーマンス甲子園開催期間中の対応強化。	8,829
2 バリアフリーマップの作成	全国障がい者芸術・文化祭の会場周辺の主要公共施設等のバリアフリー化情報マップを作成し、駅、空港、バスセンター、観光案内所、主要公共施設、宿泊施設等に配付する。	5,400
3 歓迎ディスプレイの設置	県内の主要駅及び空港にディスプレイを設置し、手話を入れた歓迎メッセージ、イベント・観光情報等の映像を放映することにより、全国障がい者芸術・文化祭及び手話パフォーマンス甲子園に係る来訪者を歓迎する。 ○実施期間：芸術・文化祭～手話パフォーマンス甲子園開催期間中	14,235
4 カラーユニバーサルデザイン(色覚バリアフリー)の推進	県・市町村職員、学校教員、福祉施設関係者、民間企業などに対して、「カラーユニバーサルデザイン」に関する意識啓発を図り、色覚のバリアフリーを進めるとともに、全国障がい者芸術・文化祭及び手話パフォーマンス甲子園への来訪者の受け入れ体制の充実を図る。 ○色覚特性の個人差を疑似体験できるルーペを購入し研修に活用 ○ガイドライン冊子の作成・配付	3,381

		○ポスター、チラシの作成・配付	
5	おもてなしサポート研修の実施	駅、空港、公共交通機関、ホテル、商店街、観光地、全国障がい者芸術・文化祭のイベント会場など、芸術・文化祭に関係する企業・団体の職員等に向けて、集中的な手話講座や実践的な「おもてなしサポート研修」を各圏域3会場（全9会場）で実施し、障がいへの理解を深める。	3,368
6	鳥取県手話言語条例制定1周年記念交流会	手話パフォーマンス甲子園（平成26年11月23日開催）の前日に、手話言語条例制定1周年記念行事（平成26年11月22日開催）及び手話パフォーマンス甲子園の参加者が一堂に会する交流会を開催し、全国に向けた手話の普及促進、交流の推進を図る。	2,448
7	県立施設の改修	全国障がい者芸術・文化祭及び手話パフォーマンス甲子園の開催、また、手話言語条例制定に伴い、一度に多くの方々が施設に来訪されることが想定されるため、県立施設の改修・改善を行い、来訪者の利便性向上を図る。 ○改修施設：来訪が見込まれる鳥取聾学校、鳥取盲学校	30,000
8	多目的トイレの整備	県内で必要な仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）を確保し、障がい者、高齢者、オストメイトの方が安心して全国障がい者芸術・文化祭会場等に来訪できる環境を整備する。 ○レンタル会社へ購入助成	7,473
合 計			75,134

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年11月の鳥取県手話言語条例制定に伴い、手話を使いやすい環境の整備、手話の普及に関する取組を実施している。また、バリアフリー・ユニバーサル社会の実現に向けた取組等により、誰もが住みよいまちづくりの推進を図っている。

平成26年度は、全国障がい者芸術・文化祭及び全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催により、全国から多くの方々の来県が見込まれるため、更なる受け入れ体制の充実を図り、全ての人を優しくおもてなしできる体制を整える。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業	0	54,000	54,000			(基金繰入金) 36,000	18,000	
トータルコスト	0	55,548	55,548	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務等				

工程表の政策目標（指標） 入所施設の入所者の地域生活への移行の推進
 【「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

消防関係法令の改正（平成27年4月1日施行）により、今後スプリンクラーの設置が必要となる施設及び新たに設置を希望する施設に対して、平成21年度に県に造成された社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して補助を行う。

2 主な事業内容

＜スプリンクラー整備事業＞

区分	内容
実施主体	社会福祉法人等
対象事業	短期入所事業所、「障害支援区分」4以上の者又はこれと同様のものが利用する共同生活援助事業所（グループホーム）において、防火の観点から入所者等の安全を確保するために行われるスプリンクラー整備。
補助基準額	【1,000平方メートル未満の施設】 18,000円×施設延べ面積 消火ポンプユニット等の設置が必要な場合は1施設当たり3,000千円加算
補助対象経費	スプリンクラー整備に必要な工事費又は工事請負費
補助率	3/4
負担割合	基金1/2、県1/4、事業主体1/4
補正額	54,000千円 18千円（基準単価）×150平方メートル（平均面積）×20件×3/4（補助率） =40,500千円 消火ポンプユニット等加算3,000千円×6件×3/4（補助率）=13,500千円

3 これまでの取り組改善点

従前の消防法令によりスプリンクラーの設置義務のある施設については、当事業の活用などにより、全施設において設置済みであったが、平成27年4月1日施行の消防関係法令の改正により、介助がなければ避難できない者が多数を占める施設等について、新たに設置義務が生じる。（既存の施設については、平成30年3月31日までの間は猶予期間が設けられる。）

また、設置義務の課されない施設においても、利用者の安全を確保するためにスプリンクラーの設置は有効であり、設置促進を図る。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1 2 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																				
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源																					
（新）鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業	0	11,125	11,125				11,125																					
トータルコスト	0	12,673	12,673	（補正に係る主な業務内容）																								
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金交付事務等																								
工程表の政策目標(指標)	入所施設の入所者の地域生活への移行の推進																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るためのものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）への上乗せ補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>短期入所事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）において、鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助の考え方</td> <td>社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）による補助額に、補助対象経費の1/8を上乗せして補助する。</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>スプリンクラー整備事業3/4（基金1/2、県1/4） 県費上乗せ1/8（本事業）、事業者負担1/8</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>6,750千円 18千円（基準単価）×150平方メートル（平均面積）×20件×1/8（補助率）</td> </tr> </table> <p>(2) 簡易型スプリンクラーの設置費補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫（基金）補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、事業主体1/2</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>4,375千円 70千円（基準単価）×25住居×5室×1/2（補助率）</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取り組み状況、改善点</p> <p>従前の消防法令によりスプリンクラーの設置義務のある施設については、社会福祉施設等耐震化等整備事業の活用などにより、全施設において設置済みであったが、平成27年4月1日施行の消防関係法令の改正により、介助がなければ避難できない者が多数を占める施設等について、新たに設置義務が生じる。（既存の施設については、平成30年3月31日までの間は猶予期間が設けられる。）</p> <p>また、設置義務の課されない施設においても、利用者の安全を確保するためにスプリンクラーの設置は有効であり、設置促進を図る。借家であることなどの理由で設置が困難な場合は、簡易型スプリンクラーの設置を促進する。</p>									実施主体	社会福祉法人等	補助対象	短期入所事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）において、鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等	補助の考え方	社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）による補助額に、補助対象経費の1/8を上乗せして補助する。	負担割合	スプリンクラー整備事業3/4（基金1/2、県1/4） 県費上乗せ1/8（本事業）、事業者負担1/8	補正額	6,750千円 18千円（基準単価）×150平方メートル（平均面積）×20件×1/8（補助率）	実施主体	社会福祉法人等	補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫（基金）補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等	補助率	1/2	負担割合	県1/2、事業主体1/2	補正額	4,375千円 70千円（基準単価）×25住居×5室×1/2（補助率）
実施主体	社会福祉法人等																											
補助対象	短期入所事業所、共同生活援助事業所（グループホーム）において、鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）の補助を受けてスプリンクラーを設置する社会福祉法人等																											
補助の考え方	社会福祉施設等耐震化等整備事業（スプリンクラー整備事業）による補助額に、補助対象経費の1/8を上乗せして補助する。																											
負担割合	スプリンクラー整備事業3/4（基金1/2、県1/4） 県費上乗せ1/8（本事業）、事業者負担1/8																											
補正額	6,750千円 18千円（基準単価）×150平方メートル（平均面積）×20件×1/8（補助率）																											
実施主体	社会福祉法人等																											
補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられておらず借家を活用したグループホーム又は国庫（基金）補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等																											
補助率	1/2																											
負担割合	県1/2、事業主体1/2																											
補正額	4,375千円 70千円（基準単価）×25住居×5室×1/2（補助率）																											

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7152）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉事務費 （3障がい手帳事務費）	4,481	16,098	20,579	9,435			6,663	
トータルコスト	57,880	16,098	73,978	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	6.9人	0.0人	6.9人	委託によるシステム改修				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>3障がい者手帳発行・管理システムについて、社会保障・税番号制度の導入にあたり必要な改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を利用した受給者情報等の管理（平成28年1月から実施）を行うため、また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（平成29年7月から実施）を行うためのシステム改修を行う。</p>								
事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（自立支援医療費等（精神通院医療、更生医療））	1,282,364	1,446	1,283,810				1,446	
トータルコスト	1,313,320	1,446	1,314,766	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	4.0人	0.0人	4.0人	委託によるシステム改修				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>自立支援医療（精神通院医療）の受給者及び医療機関の管理を行うシステムについて、適切な医療費の支払を行うため、システム上で請求審査を行えるよう改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神通院医療費の請求データ（連名簿）の内容をシステムに取り込み、県の保有する指定自立支援医療機関や受給者の情報と突合できるよう改修を行う。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

障がい福祉課（内線：7152）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	5,952	1,985	7,937	1,814			171	
トータルコスト	15,239	1,985	17,224	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	委託によるシステム改修				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>身体又は精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に対し、特別児童扶養手当を支給するための支払事務システムについて、社会保障・税番号制度の導入にあたり必要な改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号を利用した受給者情報等の管理（平成28年1月から実施）を行うため、また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携（平成29年7月から実施）を行うためのシステム改修を行う。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線：7862)

4 目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) アルコール健康障がい緊急対策事業	0	3,047	3,047				3,047	
トータルコスト	0	3,821	3,821	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	フォーラム開催事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

アルコール健康障害対策基本法(以下「法」という。)について、県民等を対象に普及啓発を図る。(法は平成25年12月に国会で成立、成立後6か月以内に施行される。)

2 主な事業内容

(1) 補正額等

(単位：千円)

区 分	補正額	内 容
①啓発フォーラム	1,161	学識経験者の講演等を行い、法の内容の周知及びアルコール依存について、県民等に対して普及啓発を行う。
②啓発リーフレット等	508	法の概要について、リーフレット・ポスター等を作成し、関係機関(医療機関、行政機関、教育機関、アルコール提供事業者)へ配布する。
③新聞広報	951	法の概要及び啓発フォーラムの広報を行う。
④プロポーザル審査会開催経費	134	①～③について、プロポーザル方式により業者選定を行う。
⑤アルコール健康障がい対策検討委員会開催経費	293	法の趣旨に沿って県が進める施策の方針について、関係機関から意見や見解を求める。
合 計	3,047	

(2) 法の概要

酒類	アルコール健康障害対策推進基本計画
酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い	アルコール健康障害対策推進基本計画：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定
アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害	都道府県アルコール健康障害対策推進計画：都道府県に対し、策定の努力義務を規定
<ul style="list-style-type: none"> ✓ アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援 ✓ 飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関に職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定 ✓ アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から同月16日まで)を規定 	

3 これまでの取組状況、改善点

アルコール依存症対策として、「アルコール・薬物等依存症支援対策事業」において、相談支援(精神科医による定例相談会、家族教室、相談担当者の育成研修等)及び普及啓発(アディクションフォーラムの開催支援、依存症関連講演会の開催等)を実施中である。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7688）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業	0	3,000	3,000			(基金繰入金) 3,000		
トータルコスト	0	3,774	3,774	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金の募集、交付決定、額の確定など				
工程表の政策目標(指標)	支え愛まちづくりの推進と高齢者が地域で住み続けるための仕組みの構築							
								【「とっとり支え愛基金」充当事業】
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>最近、認知症による行方不明者高齢者について、報道においても盛んに取り上げられている。県内においても、多くは比較的短時間で発見されているものの、徘徊により行方不明となった認知症高齢者の捜索が生じている。今後、認知症高齢者は益々増加していくものと推察され、家族だけでは対応に限界があるため、早期解決に向けた地域ぐるみの対応が不可欠であり早期の体制整備が必要である。</p> <p>現在、行方不明となった場合の情報共有や捜索の体制が構築されている市町もあり、ネットワーク設置済市町のこれらの取組を後押しし更に強化や拡大してもらうとともに、未設置市町村のネットワーク設置を促進し、認知症高齢者の行方不明防止や早期発見へつなげる。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>認知症高齢者が徘徊した場合の迅速な捜索や、認知症によりさまざまなトラブル（詐欺、迷惑行為）に巻き込まれたり起こしたりすることを防止するための支援体制の設置及び運営を実施する市町村に対し支援する。</p> <p>(1) 補助金名 認知症高齢者ご近所応援団結成支援補助金</p> <p>(2) 要件</p> <p>次のような機関等を巻き込み認知症の方やその家族を支援するネットワークを構築すること</p> <p>① 地域の事業者等（ガソリンスタンド、郵便局、駅、バス、タクシー事業者など）</p> <p>② 民生委員、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署（派出所）</p> <p>(3) 対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者が行方不明になった場合の情報伝達網づくり ・ 認知症高齢者が居住する地域における注意喚起（看板設置等） ・ 認知症高齢者が徘徊した場合に捜索を助ける物品（目印）等の交付 ・ 認知症高齢者の家族支援（徘徊の未然の防止や早期発見につなげる機器（GPS機器、徘徊センサー等）の貸付、購入等経費の一部支援） ・ 認知症高齢者の徘徊行動調査（認知症高齢者の家族に一定期間GPS機器を貸し出し、徘徊ルート等を把握し、捜索の際に活用） ・ ネットワーク運営 <p>(4) 補正額 3,000千円（1市町村当たり補助限度額 300千円（定額）、10市町村）</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>認知症の方の家族支援や、医療・福祉分野で総合的に認知症の方を支援できる人材の育成、認知症の方の理解を深め見守りをするサポーターの養成等に取り組んできたところであるが、今後の認知症高齢者数の増加も踏まえ、新たに地域の繋がりを強化した支援体制の設置及び充実に促進する。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7178）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県介護基盤緊急整備事業	42,114	71,517	113,631			(基金繰入金) 71,517		
トータルコスト	44,436	71,517	115,953	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	特別養護老人ホームの増床や小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進め、待機高齢者を解消します。							

【「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の介護ニーズに対応するための認知症高齢者グループホーム等の防災補強事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修工事に対し、「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用して支援する。

2 主な事業内容

(1) 介護基盤緊急整備事業及び既存施設スプリンクラー整備事業

国が直接市町村に交付する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（平成25年度国経済対策補正）により事業実施が可能となったことから、介護基盤緊急整備事業及び既存施設スプリンクラー整備事業を振替えることによる減額を行う。

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災補強改修等支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業

ア 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象とならない事業について、利用者の安全、処遇の充実の観点から早期に実施を要するものの整備を行うことによる増額を行う。

イ 消費税引き上げに伴い平成26年4月1日付けで国が定める単価の引き上げがなされたことから、県単価の引き上げを行う。

（単位：千円）

	補正額	備考
介護基盤緊急整備事業	▲15,000	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金へ振替
既存施設スプリンクラー整備事業	▲1,323	
認知症高齢者グループホーム等 防災補強改修等支援事業	87,840	・追加整備分 86,010千円
既存の特別養護老人ホーム等 のユニット化改修支援事業		・単価改正分 1,830千円
合計	71,517	

平成26年度 一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7158)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	1,015	1,015			(雑入) 1,015		
トータルコスト	0	1,015	1,015	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成25年度の県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還し、その余剰金から経営努力によらない額(外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額)を控除した額の1/2を公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。								
2 主な事業内容								
(1) 補助金の名称 鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金								
(2) 交付先 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会(県立福祉人材研修センターの指名指定管理者)								
(3) 補助内容 以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付 ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業 ○高齢者の生きがい対策事業の充実 (高齢者の健康で生きがいのある暮らしの実現につながるニュースポーツ(グラウンドゴルフ、ペタンク、カローリング等)の普及啓発) ○社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援及び調査研究 (県内福祉関係者の調査・研究組織である鳥取県福祉研究学会への助成) ○鳥取流安心生活総合ネットワークの形成 (生活支援を必要としている方々を守るための仕組みの構築) イ 県立福祉人材研修センターの管理運営 ○情報提供機能の充実・県立福祉人材研修センター利用促進イベントの開催 ○施設環境の整備 ○職員接遇研修の実施								
(4) 所要経費 (単位:千円)								
区分		金額		摘要				
平成25年度委託料支払額(協定書の額)		32,452		既支払額(A)				
平成25年度委託料実績額		30,276		(B)				
平成25年度委託料余剰額		2,176		(C=A-B)				
経営努力によらない額		146		(D)				
補助額		1,015		(C-D)×1/2				

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課(内線:7570)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園施設整備費補助金	39,920	997	40,917				997	
トータルコスト	41,468	997	42,465	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	子育てに不安な保護者の相談や支援に応じられるよう保育所、幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等の地域の子育て支援拠点を充実させます。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>安全な環境の中で教育を行っていくため、老朽化した私立幼稚園の大規模修繕等に助成を行う。このたび、追加で大規模修繕に対する助成の要望(1園)があったことに伴い増額補正を行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p>								
事業名	事業内容		補正前	補正額	計			
私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化した幼稚園施設の修繕等に対して助成を行う。 補助率:(修繕)1/3 修繕事業: 西部あおば幼稚園		34,776	997	35,773			
私立学校振興資金利子補助金	施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担に対して助成を行う。 補助額:年率又は年1%のどちらか低い額		5,144	-	5,144			
合計			39,920	997	40,917			

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1 目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)地域の結婚・出産・子育て応援事業（地域少子化対策強化交付金）	0	34,160	34,160	34,160				
トータルコスト	0	35,708	35,708	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金業務、委託契約事務、啓発資料作成				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、平成25年度国経済対策で予算化された「地域少子化対策強化交付金」を財源にして、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う。

2 事業内容

平成25年度2月補正により実施している事業に加え、新たに以下の少子化対策事業を行う。

事業名	事業内容	所要額 (千円)
(1) 自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業	・ 幼稚園、認可保育所又は届出保育施設（森のようちえんを除く）で野外保育・教育を定期的に行う保育施設に、その必要経費の一部を補助 ・ 全県の保育士・幼稚園教諭を対象とした鳥取の自然を活かした活動に関する研修会を実施	4,776
(2) 未来志向の子育て環境創造事業	・ 出生率、年少人口、離婚率などの統計数字と子育て施策の実施状況から、施策の強み・弱み等の分析と先進施策の調査等を実施し、鳥取県の実情にあった新たな子育て施策の検討を実施	3,054
(3) とっとり子育て魅力発信事業	・ 鳥取県で暮らす場合と大都市で暮らす場合の子育てしやすさの比較などを掲載した啓発資料を作成し、県内外の若者に対し進路相談等の機会をとらえ、とっとり暮らしの魅力を発信する。	3,200
（県事業）小計		11,030
(4) 市町村への間接補助	・ 地域独自の少子化対策に取り組む市町村に対する補助（3町村）	23,130
合計		34,160

3 これまでの取組状況・改善点

1次募集による県事業の交付決定済額が28,970千円、この度の2次募集による申請予定額は11,030千円であり、採択された場合、その合計額は県の地域少子化対策強化交付金の上限額40,000千円となる。

<参考> 地域少子化対策強化交付金

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するもの

- ・ 負担割合 国10/10
- ・ 補助上限 都道府県40,000千円 市町村8,000千円
- ・ 対象事業 新規事業（既存事業は対象外）

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	346,044	107,661	453,705			107,661		
トータルコスト	346,818	107,661	454,479	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	子育てに不安な保護者の相談や支援に応じられるよう保育所、幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等の地域の子育て支援拠点を充実させます。							
事業内容の説明				【「鳥取県安心こども基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心こども基金を財源として、保育所等の整備を行う事業者、市町村に対して補助を行う。</p> <p>このたび、追加で大規模修繕等に対する助成の要望（3園）があったこと等に伴い増額補正を行うものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 保育所緊急整備事業 107,661千円</p> <p>私立保育所の施設整備等を行う事業者に助成を行う市町村に対して補助する。</p> <p>○実施主体：市町村</p> <p>○負担割合：安心こども基金（県）1/2、市町村1/4、事業者1/4</p> <p>○実施事業</p> <p>＜新規＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市：さくら保育園（大規模修繕） <li style="padding-left: 2em;">久松保育園（大規模修繕） ・境港市：つばさ保育園（増築） <p>＜増額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子市：住吉保育園（改築） <p>※当初予算で計上しているが、国が資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価を改定（消費税分と併せて9.5%増）したこととともない補助所要額が増額したことによる差額分を増額補正する。</p>								

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
放課後児童クラブ設置促進事業	520,344	10,997	531,341	4,983			6,014	
トータルコスト	524,214	10,997	535,211	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	補助金交付事務				
工程表の政策目標 （指標）	放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間等の内容を充実させる。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

放課後児童クラブの運営費助成について、国庫補助単価の改定に伴い、基本運営費、障がい児加算の補助に必要な経費の増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

（単位：千円）

補助区分		負担割合	補正前 A	補正額 B	計 A+B
基本運営費	国庫補助事業 （139クラブ）	国1/3、県1/3、市町村1/3	336,641	9,967	346,608
	単県補助事業 （5クラブ）	県1/2、市町村1/2 又は県3/4、市町村1/4	32,910	137	33,047
加算	障がい児加算		46,310	893	47,203
	その他		4,886	0	4,886
計			420,747	10,997	431,744

※単県補助事業の小規模クラブの運営費助成、障がい児加算についても国庫補助単価を準用していることから、補助単価の改定を行う。

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保育緊急確保事業	430,929	19,877	450,806	13,155			6,722	
トータルコスト	434,799	19,877	454,676	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	補助金の申請・交付、連絡調整				
工程表の政策目標（指標）	子育て・子どもの育ちを、家庭、企業、地域社会それぞれが支え、子どもに目が行き届き、子どもが安全に安心して遊んだり学んだりすることができる、安心して子育てできる社会環境の実現を目指す。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

子ども・子育て支援新制度における施設型給付・地域型保育給付に移行する事業や、地域子育て支援拠点事業など新制度における地域子ども・子育て支援事業を先行的に支援する「保育緊急確保事業」について、国が新たに示した基準（案）による再算定又は実施事業の追加により、増額補正を行うものである。

2 主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	事業内容	補正前	補正額	計
①認定こども園事業（幼稚園型）	幼稚園型認定こども園の0～2歳児の受入に要する経費を助成する。	30,537	0	30,537
②利用者支援事業	地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言や関係機関との連絡調整を行う。	0	1,296	1,296
③保育士等処遇改善臨時特例事業	私立保育所の保育士等の処遇改善に要した経費及び当該事業に伴う市町村事務費を助成する。	141,019	8,996	150,015
④乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行う。	13,480	110	13,590
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児の援助や技術指導等を行う。	12,530	△1,154	11,376
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する。	20,954	△146	20,808
⑦子育て短期支援事業	保護者が疾病・疲労等により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行う施設において養育・保護を行う。	4,069	△659	3,410
⑧地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う。	174,236	792	175,028
⑨一時預かり事業	保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担解消等のため緊急・一時的な保育サービスを提供する。	30,087	11,029	41,116
⑩へき地保育事業	へき地にある保育施設に対し補助を行う。	3,000	0	3,000
⑪子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の専門性強化、連携強化を図る。	1,017	△387	630
合計		430,929	19,877	450,806

【各細事業の負担割合】

- ①：国1/2、県1/4、市町村1/4
- ②、④～⑩：国1/3、県1/3、市町村1/3
- ③：国3/4、県1/8、市町村1/8

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
（新）被災した子どもの健康・生活支援対策保育料減免事業	0	930	930	930													
トータルコスト	0	930	930	（補正に係る主な業務内容）													
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等													
工程表の政策目標（指標）	多子世帯の保育料の軽減措置など、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援制度を充実します。																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を強化するとともに、避難の長期化等に伴う新たな課題に対応するため、平成23年度から安心こども基金で実施してきた事業等を統合した国庫補助制度「被災した子どもの健康・生活支援対策等総合支援事業」が創設された。</p> <p>東日本大震災の被災者で鳥取県に避難されている子どもに係る保育料等を軽減している市町村を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 事業内容 東日本大震災に伴う被災者に対し、保育所徴収金（保育料等）の減免を行う市町村を、国の補助金を活用して補助する。</p> <p>(2) 対象者 東日本大震災により被災した者</p> <p>(3) 実施主体 市町村</p> <p>(4) 対象経費 保育料等減免事業による保育料等の減免に必要な経費</p> <p>(5) 補助率 定額（市町村が減額した額）</p> <p>(6) 積算根拠 対象経費の支出予定額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>○米子市（1世帯）</td> <td>369千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○倉吉市（2世帯）</td> <td>297千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○南部町（1世帯）</td> <td>264千円</td> <td>計 930千円</td> </tr> </table>								○米子市（1世帯）	369千円		○倉吉市（2世帯）	297千円		○南部町（1世帯）	264千円	計 930千円	
○米子市（1世帯）	369千円																
○倉吉市（2世帯）	297千円																
○南部町（1世帯）	264千円	計 930千円															

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

青少年・家庭課 (内線：7076)

1目 企画総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青少年健全育成条例施行費	2,432	1,514	3,946				1,514	
トータルコスト	5,528	1,514	7,042	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に関する周知、広報				
工程表の政策目標(指標)	青少年の健全育成のための環境づくりを行う							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について周知を図る。

【条例の一部改正(案)の経緯と概要】

近年、家庭用ゲーム機や携帯音楽プレーヤー(以下「ゲーム機等」)からもインターネット接続が可能となり、保護者の監護下でない状態で青少年が有害情報に触れたり、被害を受けたりするおそれが生じていることから、ペアレンタルコントロール(青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が条例に掲げる措置をとること)を適切に行うよう、保護者の努力義務を規定するとともに、販売事業者に対する説明義務等を盛り込む等の改正を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
啓発リーフレット等の作成	○啓発リーフレット(販売事業者用) ゲーム機等の販売事業者が、店頭で保護者や青少年に対する説明に利用するためのリーフレットを作成し、配付する。 ○条例改正周知リーフレット・ポスター 条例改正内容を紹介するリーフレット等を作成し、学校、行政機関、関係機関に配布することで広く周知を図るとともに、説明会や各種機会を捉えての周知に活用する。	— (※)
条例改正概要の販売事業者に対する説明会の開催	○内容：条例改正内容の説明 等(東・中・西部で開催)	— (※)
保護者等への啓発のための講演会の開催	○内容：ペアレンタルコントロールに関する講演 等 ○回数：3回(県内東・中・西部で1回ずつ)	266
広報の実施	○媒体：新聞、ラジオ放送、テレビCM	1,248
合 計		1,514

※ 既存予算で対応。

3 これまでの取組状況、改善点

青少年の健全な育成を図るため、昭和56年に「鳥取県青少年健全育成条例」(以下「条例」という)を制定し、青少年のための良好な社会環境の形成に努めている。

平成23年2月県議会で条例改正した、青少年が使用する携帯電話に対する有害サイトへの接続を制限するフィルタリング利用の強化については、平成24年度に調査した結果、フィルタリング使用率が前回(平成21年度)調査に比べて小・中学生で30ポイント、高校生で20ポイント上昇した。

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源
青谷こども学園小規模グループケア増築事業	31,077	1,626	32,703	1,084			542
トータルコスト	35,720	1,626	37,346	（補正に係る主な業務内容） 補助金交付事務			
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待防止及び里親制度の広報啓発の推進						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童養護施設青谷こども学園に対する施設整備補助について、国の定める補助単価の引き上げに伴い、県補助所要額が増額するため、増額分を補正するもの。

2 主な事業内容

（単位：千円）

補助区分	負担割合	財源区分	補正前 A	補正額 B	計 A+B
施設整備費補助	国1/2、県1/4、設置者1/4	国庫	20,718	1,084	21,802
		一般財源	10,359	542	10,901
合計			31,077	1,626	32,703

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児福祉事務費	5,704	4,644	10,348	3,096			1,548	
トータルコスト	32,017	4,644	36,661	(補正に係る主な業務内容) 委託業務に係る契約、支払等				
従事する職員数	3.4人	0.0人	3.4人					
工程表の政策目標(指標)	発達障がい児の保護者支援の充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会保障・税番号制度導入に係る障害児施設給付費等管理システムの改修経費である。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>社会保障・税番号制度導入に伴い、障害児入所給付費の支払事務や受給者管理を行うためのシステムである障害児施設給付費等管理システムについて、情報提供ネットワークシステムへ接続し、障害児入所給付費の入所給付決定を受けるための申請時に必要な保護者の所得情報及び住民票情報等を取得するための改修経費である。</p> <p>○委託先・・・株式会社 佐賀電算センター</p> <p>○補正額・・・4,644千円（国庫支出金2/3、県費1/3）</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

7目 特定疾患対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特定疾患対策費	670,778	23,087	693,865	9,202		(雑入) 14	13,871	
トータルコスト	696,317	23,087	719,404	(補正に係る主な業務) ・新たな医療費助成対象者への医療費助成 ・指定医療機関の指定業務 等				
従事する職員数	3.3人	0.0人	3.3人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が今国会で成立し、平成27年1月から医療費助成の対象となる疾患が拡大する見込みである（現行56疾患→約150疾患（27年度中には約300疾患となる見込み））。対象疾患の拡大等、新たな制度に対応するものである。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	補正額	内 容	財 源
医療費助成	15,496	・新たに医療費助成の対象となる患者への医療費助成に要する経費。	国1/2
指定医の指定業務	2,040	・医療費助成の認定申請に係る患者の診断等を行う医師を県が指定するに当たり、指定のための研修の実施に係る経費。	国1/2
審査会開催業務	1,130	・医療費の助成対象者の支給認定のための審査会に係る経費。	国1/2
患者情報管理システム改修	600	・新たに対象となる疾患の患者情報管理のための様式変更等に伴うシステム改修に係る経費。	国1/2
新制度受給者証交付	3,276	・新たな医療費助成の受給者証交付等に対応するため、各福祉保健局・福祉保健事務所への臨時的任用職員の配置に要する経費。	単県
新制度の周知	545	・新たな難病患者支援制度を周知するためのパンフレット作成に要する経費。	単県
計	23,087		

（参考）新制度の概要

- ア 厚労省が対象疾患を指定（平成27年1月に約150疾患、27年度夏頃に約300疾患となる見込み）
- イ 医療費の支給に要する費用を国が負担することを法に明記（国1/2、県1/2）
 - ※ 従来は、国の予算の範囲内での1/2補助であり、県に超過負担が生じていたが、新制度では1/2負担と明記されたもの
- ウ 自己負担割合を現行の3割から2割に引き下げ、所得に応じた負担限度額等を設定
- エ 現行の事業の対象であった者については、3年間の経過措置を設定
 - ※ 新たに対象となる疾患は、厚生労働省厚生科学審議会等で検討された後、平成26年夏頃に決定する予定

3 これまでの取組状況、改善点

- ・国の国庫補助事業要綱に基づき、56疾患の特定疾患患者の医療費助成等を行っている。

平成26年度 一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

所属名：健康政策課（内線：7861）

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう地域づくり事業（自死対策緊急強化事業）	31,719	20,117	51,836			(基金繰入金) 20,117		
トータルコスト	40,232	20,117	60,349	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	市町村交付金、普及啓発				
工程表の政策目標(指標)	自死予防に関する正しい知識の普及やうつ病対策等を関係機関と連携して実施することにより、自死者数を現在よりも減らす							
【「鳥取県自死対策緊急強化基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成26年3月に国より「地域自殺対策緊急強化交付金」が追加交付されたことに伴い、自死防止対策の充実を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村自死対策緊急強化交付金 15,000千円 県基金から交付金を交付し、市町村における地域の実情に即した自死対策の充実を図る。 【対象：県内19市町村】</p> <p>(2) 年代・区分別予防対策 423千円 依然として自死の割合の高い働き盛り世代に向けて専用のリーフレットを作成・配布し、一層の自死予防に努める。 また、医療機関に救急搬送等された自死企図者への適切な対応や関係機関との連携につなげるため、対応マニュアルやQ&A集を作成する。</p> <p>(3) 自死予防の普及啓発 4,694千円 9月の自殺予防強化月間での広報を強化するとともに、医療機関や民間団体、事業所等において研修等の際に使用できるリーフレットやDVDなどの教材を作成し、自死対策を継続できる体制を整備する。</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまで、自死予防に関するリーフレット等の配布や睡眠キャンペーン、ゲートキーパー養成研修、自死遺族支援などの自死対策を積極的に実施。本県における平成24年の自死者数は130人（平成23年は166人）と前年と比較し減少してきている。</p> <p>しかし、引き続き自死対策施策を講じていくことが必要であり、更に踏み込んだ内容として年代別の自死対策や自死企図者への対策が必要である。</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課（内線：7172）

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
鳥取県地域医療再生基金事業	452,264 (66,039)	15,111 (15,111)	467,375 (81,150)			15,111 (15,111)		
トータルコスト	474,707 (67,587)	15,111 (15,111)	489,818 (82,698)	(補正に係る主な業務内容) 交付申請、交付決定に係る事務等				
従事する職員数	2.9人 (0.2人)	0.0人 (0.0人)	2.9人 (0.2人)					
工程表の政策目標(指標)	医師確保、看護職員数の増、安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療再生基金」充当事業】 ※()内は「医師等環境改善事業」及び「地域医療連携研修会開催支援事業」分							
1 事業の目的・概要	鳥取県地域医療再生基金事業の次の細事業(補助事業)について、当初見込みの事業費に対して、事業者の要望額が上回ったため、増額補正を行う。							
(1) 医師等環境改善事業	病院勤務医や看護師の過重労働が医師・看護師不足の原因の一つとなっていることから、医師や看護師の事務作業負担を軽減し、本来の診療業務等に専念させるため、医師事務作業補助者や看護師事務作業代行職員の設置を支援する。							
(2) 地域医療連携研修会開催支援事業	医療計画において特に重点的に取り組むべきものとされている4疾病6事業(4疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、6事業：小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療、在宅医療)について、既存の医療資源を有効に活用し、地域全体で医療機関間の連携が円滑に行われるようにするための研修会の開催を支援する。							
2 主な事業内容								
区分	医師等環境改善事業			地域医療連携研修会開催支援事業				
実施主体	医療機関			各医師会、各医療機関、その他研修会等を開催する団体				
補助率	1/2(県1/2、実施主体1/2)			県10/10				
基準額	210千円/月			3,600千円/疾病・事業				
補助対象経費	医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員を新たに採用した場合の人件費(5名を上限とする。)及び新たに派遣を受けた場合の委託料			4疾病6事業に関して、地域の医療機関連携のもと実施する資質向上等のための研修会等の開催にかかる経費 <研修会の例> ・マンモグラフィを診ることができる医師を増やすための研修会 ・救命救急センターの負担を減らすため、救急医療にかかわる医療従事者、救急医療機関を支援する開業医を対象とした、救急医療に関するスキルアップの研修会				
予算額	現予算額	57,465千円		8,574千円				
算額	補正額	5,957千円(財源：基金)		9,154千円(財源：基金)				
額	計	63,422千円		17,728千円				

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課 (内線: 7173)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等設備整備費)	48,987	1,230	50,217	1,230				
トータルコスト	49,761	1,230	50,991	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	交付申請、交付決定に係る事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「医療施設等設備整備費補助金」(国庫補助制度)を活用し以下の2事業を実施する。</p> <p>(1) へき地診療所設備整備事業</p> <p>無医地区及び無医地区に準じる地区(以下「無医地区等」という。)においてへき地診療所として指定された診療所に対し、必要な医療機器の購入費を補助する。</p> <p>(2) へき地巡回診療車(船)整備事業</p> <p>へき地巡回診療車を整備し、無医地区等に対する巡回診療を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とし、車両等の購入費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) へき地診療所設備整備事業</p> <p>事業主体: 鳥取市(佐治国保診療所)</p> <p>整備内容: へき地診療所として必要な機器(携帯用超音波装置)の購入</p> <p>補助率: 1/2</p> <p>県補助額: 530千円</p> <p>(2) へき地巡回診療車(船)整備事業</p> <p>事業主体: 日南病院</p> <p>整備内容: 巡回診療用自動車の購入</p> <p>補助率: 1/2</p> <p>県補助額: 700千円</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療指導課(内線:7226)

4目 薬務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「薬学生サマーセミナーin鳥取」 開催事業	0	476	476				476	
トータルコスト	0	1,250	1,250	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	参加募集、連絡調整等事務				
工程表の政策目標(指標)	薬剤師確保対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>これから薬剤師となる薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局において、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療やセルフメディケーション(※)の支援への取組等の現場を体験してもらい、薬剤師の業務の理解を促し、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。</p> <p>※セルフメディケーションの定義(世界保健機関(WHO)) 「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」</p>								
2 主な事業内容								
【薬学生サマーセミナーin鳥取の実施】								
(一社)鳥取県薬剤師会等と連携して次の事業を実施。								
(内 容) ○薬剤師業務の実地研修(見学、体験等)								
○交流会(研修終了後に実施)								
(実施施設) 参加者が希望する病院、調剤薬局								
(日 程) 8月中旬の2日間(県外学生の帰省時期に実施)								
(役割分担) <県> 参加募集、参加申込受付、参加希望者・病院等との連絡調整、交流会設定、実施広報								
<病院・調剤薬局> 研修実施、交流会での意見交換への参加、県への報告								
3 これまでの取り組み状況、改善点								
○平成24年度から(一社)鳥取県薬剤師会と連携して、鳥取県薬剤師確保対策推進事業(補助事業)を実施。								
・大学の就職ガイダンスへの参加								
・広報・募集チラシ等作成・配布								
・未就業者登録・マッチング事業、復職支援プログラム								
・薬学生インターンシップ受入れ(随時)								
○(一社)鳥取県薬剤師会における無料職業紹介所の実施								
○県における薬剤師の需要状況調査の実施								
26年度は、従来の調査内容に加え、薬剤師の不足の程度や理由等についても調査を拡充する。								
【参考】薬剤師不足の背景								
・薬学部6年制に伴い、平成22、23年3月の薬剤師国家試験合格者は平年より大幅に減り、その後の6年制の合格者数は当初予想された数(1万1千人程度)よりかなり少なく、特に26年3月の試験では7,312人(合格率60.8%)であった。								
・平成24年度の診療報酬改定で、病院では「病棟薬剤業務実施加算」、調剤薬局では「在宅患者調剤加算」が新設され、薬剤師の需要増となった。								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正後	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業	0	4,957	4,957	4,957				
トータルコスト	0	5,731	5,731	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	計画策定、契約、国費受入れ事務等				
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
地域に密着した薬局・薬剤師が健康支援や相談を行うなど、薬局・薬剤師を健康相談拠点として活用するモデル事業を実施し、地域住民の健康増進等への効果等を明らかにし、その成果を広く活用する。								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体								
県（一社）鳥取県薬剤師会に委託して実施								
(2) 財源								
国10/10								
(3) 主な実施内容								
モデル薬局（10ヶ所程度）において、糖尿病診断項目の1つのHbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）と脂質異常症の検査項目である血中脂質を迅速に測定できる機器等を導入し、希望者に対して、検査数値を踏まえた健康相談、受診勧奨などを行うとともに、生活習慣病に関する情報提供や啓発を行い、今後の健康情報の拠点づくりに活かす。								
(4) 補正額								
委託料 4,957千円								
※本事業は、平成26年度限りの措置。								
【参考】事業の背景								
平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正使用に関する助言やセルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進するとされている。								
鳥取県では、生活習慣病による死亡が約6割を占め、その予防のため、生活習慣病の早期発見のための特定健診の受診率向上に取り組んでいるが、受診率36.8%（平成24年度鳥取県健康政策課調べ）とまだまだ低い状況である。								
こうした中、身近な薬局で、迅速に、生活習慣病に関わる検査とその結果に基づく健康サポートを得られることは、医療機関受診や特定健診受診へのインセンティブとなり、薬局の機能強化の1つの柱となり得る。								

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	2款 総務費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			1項 総務管理費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	542,417		542,417	3,319		3,319			
2	給料	2,879,178		2,879,178						
3	職員手当等	4,587,711		4,587,711						
4	共済費	1,114,108	75	1,114,183	247		247			
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	22,591		22,591						
7	賃金	34,770	471	35,241						
8	報償費	281,995	313	282,308	818	168	986			
9	旅費	242,188	748	242,936	1,196	98	1,294			
	費用弁償	28,265		28,265	526		526			
	普通旅費	164,285	250	164,535	208		208			
	特別旅費	49,638	498	50,136	462	98	560			
10	交際費	3,600		3,600						
11	需用費	543,818	80	543,898	287		287			
12	役務費	575,718	370	576,088	60		60			
13	委託料	4,509,342	33,722	4,543,064	597	1,248	1,845			
14	使用料及び賃借料	653,372	150	653,522	50		50			
15	工事請負費	1,058,555	41,285	1,099,840						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	74,534		74,534						
19	負担金、補助及び交付金	7,886,441	64,623	7,951,064	966,893	997	967,890	955,614	997	956,611
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	148,000		148,000	148,000		148,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	170,832		170,832						
26	寄附金									
27	公課費	223		223						
28	繰出金									
	予備費									
	計	25,369,893	141,837	25,511,730	1,121,467	2,511	1,123,978	1,103,614	997	1,104,611
財源内訳	国庫支出金	1,722,091	20,943	1,743,034	177,351		177,351	177,351		177,351
	地方債									
	その他	1,610,447	12,715	1,623,162	21,534		21,534	21,527		21,527
	一般財源	22,037,355	108,179	22,145,534	922,582	2,511	925,093	904,736	997	905,733

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	2款 総務費								
		うち福祉保健部								
		1項 総務管理費			2項 企画費					
		8目 私立学校振興費			1目 企画総務費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬			3,319		3,319	3,319		3,319	
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費			247		247	247		247	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費			818	168	986	818	168	986	
9	旅費			1,196	98	1,294	1,196	98	1,294	
	費用弁償			526		526	526		526	
	普通旅費			208		208	208		208	
	特別旅費			462	98	560	462	98	560	
10	交際費									
11	需用費			287		287	287		287	
12	役務費			60		60	60		60	
13	委託料			597	1,248	1,845	597	1,248	1,845	
14	使用料及び賃借料			50		50	50		50	
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費									
19	負担金、補助及び交付金	955,614	997	956,611	11,279		11,279		11,279	
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金									
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	955,614	997	956,611	17,853	1,514	19,367	17,853	1,514	19,367
財源内訳	国庫支出金	177,351		177,351						
	地方債									
	その他	21,527		21,527	7		7	7		7
	一般財源	756,736	997	757,733	17,846	1,514	19,360	17,846	1,514	19,360

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	416,904		416,904	396,864		396,864	174,721		174,721
2	給料	1,588,420		1,588,420	1,525,622		1,525,622	384,176		384,176
3	職員手当等	890,631		890,631	859,181		859,181	193,113		193,113
4	共済費	612,998		612,998	587,769		587,769	150,179		150,179
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,357		1,357	1,357		1,357	927		927
8	報償費	63,437	310	63,747	53,998	310	54,308	14,734	214	14,948
9	旅費	68,579	730	69,309	59,770	730	60,500	33,432	450	33,882
	費用弁償	10,888		10,888	8,956		8,956	4,387		4,387
	普通旅費	37,491		37,491	34,323		34,323	15,704		15,704
	特別旅費	20,200	730	20,930	16,491	730	17,221	13,341	450	13,791
10	交際費									
11	需用費	192,856	4,565	197,421	183,251	4,565	187,816	43,952	4,265	48,217
12	役務費	91,497	3,177	94,674	82,816	3,177	85,993	27,109	3,177	30,286
13	委託料	2,831,978	63,898	2,895,876	2,719,377	63,575	2,782,952	524,151	50,992	575,143
14	使用料及び賃借料	82,255	180	82,435	78,041	180	78,221	33,554	180	33,734
15	工事請負費	412,387	28,000	440,387	412,387	28,000	440,387	49,782	28,000	77,782
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	27,636		27,636	27,486		27,486	11,111		11,111
19	負担金、補助及び交付金	34,524,336	315,173	34,839,509	34,190,741	314,678	34,505,419	27,929,148	146,057	28,075,205
20	扶助費	1,775,044		1,775,044	1,775,044		1,775,044	1,108,708		1,108,708
21	貸付金	37,986		37,986	37,786		37,786	14,146		14,146
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	59		59	59		59	59		59
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,421,144		1,421,144	1,403,028		1,403,028	212,293		212,293
26	寄附金	1,250		1,250	1,250		1,250	50		50
27	公課費	81		81	81		81	5		5
28	繰出金	1,882		1,882	1,882		1,882			
	予備費									
	計	45,042,717	416,033	45,458,750	44,397,790	415,215	44,813,005	30,905,350	233,335	31,138,685
財源内訳	国庫支出金	4,518,882	68,657	4,587,539	4,296,632	68,657	4,365,289	1,033,963	9,435	1,043,398
	地方債	72,000		72,000	72,000		72,000			
	その他	4,851,610	219,688	5,071,298	4,803,151	219,193	5,022,344	2,542,866	111,532	2,654,398
	一般財源	35,600,225	127,688	35,727,913	35,226,007	127,365	35,353,372	27,328,521	112,368	27,440,889

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			12目 障がい者自立支援事業費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
	1 報酬	114,603		114,603	14,755		14,755	23,574		23,574
	2 給料	384,176		384,176						
	3 職員手当等	193,113		193,113						
	4 共済費	142,091		142,091	1,971		1,971	3,278		3,278
	5 災害補償費									
	6 恩給及び退職年金									
	7 賃金	927		927						
	8 報償費	994		994	3,193		3,193	4,747	214	4,961
	9 旅費	6,836		6,836	8,764		8,764	11,590	450	12,040
	費用弁償	1,327		1,327	830		830	1,502		1,502
	普通旅費	4,670		4,670	2,827		2,827	4,775		4,775
	特別旅費	839		839	5,107		5,107	5,313	450	5,763
	10 交際費									
	11 需用費	19,156		19,156	3,881		3,881	15,878	4,265	20,143
	12 役務費	6,512		6,512	6,442		6,442	8,473	3,177	11,650
	13 委託料	98,424		98,424	93,014		93,014	295,320	50,992	346,312
	14 使用料及び賃借料	8,586		8,586	4,498		4,498	14,790	180	14,970
	15 工事請負費	42,780		42,780				7,002	28,000	35,002
	16 原材料費									
	17 公有財産購入費									
	18 備品購入費	878		878	4,833		4,833	5,400		5,400
	19 負担金、補助及び交付金	541,724	1,015	542,739	17,096,410	74,517	17,170,927	3,730,769	70,525	3,801,294
	20 扶助費							1,107,167		1,107,167
	21 貸付金	14,146		14,146						
	22 補償、補填及び賠償金									
	23 償還金、利子及び割引料									
	24 投資及び出資金									
	25 積立金	4,236		4,236	185,895		185,895	1,911		1,911
	26 寄附金									
	27 公課費							5		5
	28 繰出金									
	予備費									
	計	1,579,182	1,015	1,580,197	17,423,656	74,517	17,498,173	5,229,904	157,803	5,387,707
財源内訳	国庫支出金	74,571		74,571	117,337		117,337	822,072	9,435	831,507
	地方債									
	その他	61,824	1,015	62,839	2,078,783	74,517	2,153,300	365,214	36,000	401,214
	一般財源	1,442,787		1,442,787	15,227,536		15,227,536	4,042,618	112,368	4,154,986

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費								
		補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費			3目 母子福祉費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	208,419		208,419	90,283		90,283	13,760		13,760
2	給料	1,082,342		1,082,342	1,082,342		1,082,342			
3	職員手当等	636,352		636,352	636,352		636,352			
4	共済費	414,659		414,659	400,630		400,630	1,379		1,379
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	430		430						
8	報償費	39,022	96	39,118	10,369	96	10,465	6,215		6,215
9	旅費	23,800	280	24,080	13,708	280	13,988	822		822
	費用弁償	3,974		3,974	2,426		2,426	358		358
	普通旅費	16,784		16,784	8,994		8,994	422		422
	特別旅費	3,042	280	3,322	2,288	280	2,568	42		42
10	交際費									
11	需用費	133,438	300	133,738	28,856	300	29,156	867		867
12	役務費	52,764		52,764	14,014		14,014	813		813
13	委託料	2,139,157	12,583	2,151,740	242,912	10,598	253,510	7,367	1,985	9,352
14	使用料及び賃借料	43,282		43,282	11,863		11,863	758		758
15	工事請負費	362,605		362,605	304,652		304,652			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	16,375		16,375	3,044		3,044			
19	負担金、補助及び交付金	5,955,251	168,621	6,123,872	3,000,234	168,621	3,168,855	11,568		11,568
20	扶助費	323,306		323,306	1,500		1,500	73,211		73,211
21	貸付金	23,640		23,640	23,640		23,640			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,189,988		1,189,988	1,189,988		1,189,988			
26	寄附金									
27	公課費	76		76						
28	繰出金	1,882		1,882				1,882		1,882
	予備費									
	計	12,646,788	181,880	12,828,668	7,054,387	179,895	7,234,282	118,642	1,985	120,627
財源内訳	国庫支出金	2,997,205	59,222	3,056,427	1,962,360	57,408	2,019,768	39,532	1,814	41,346
	地方債	72,000		72,000	72,000		72,000			
	その他	2,095,053	107,661	2,202,714	1,451,775	107,661	1,559,436	5,551		5,551
	一般財源	7,482,530	14,997	7,497,527	3,568,252	14,826	3,583,078	73,559	171	73,730

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	157,211	1,230	158,441	90,498	1,096	91,594	54,039	1,096	55,135
2	給料	1,459,130		1,459,130	712,942		712,942	136,678		136,678
3	職員手当等	787,952		787,952	408,332		408,332	77,849		77,849
4	共済費	547,916	454	548,370	268,929	454	269,383	56,772	454	57,226
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	7,083	2,822	9,905	7,083	2,822	9,905	6,427	2,822	9,249
8	報償費	43,925	75	44,000	34,541	75	34,616	16,560	75	16,635
9	旅費	73,845	1,774	75,619	42,065	862	42,927	20,078	386	20,464
	費用弁償	10,572	866	11,438	4,423	386	4,809	2,575	386	2,961
	普通旅費	37,108		37,108	19,515		19,515	8,154		8,154
	特別旅費	26,165	908	27,073	18,127	476	18,603	9,349		9,349
10	交際費									
11	需用費	273,547	1,660	275,207	162,455	1,660	164,115	122,500	1,660	124,160
12	役務費	65,382	600	65,982	35,618	600	36,218	17,581	600	18,181
13	委託料	978,031	19,881	997,912	463,958	14,481	478,439	298,851	9,524	308,375
14	使用料及び賃借料	79,269		79,269	37,399		37,399	12,048		12,048
15	工事請負費	258,942		258,942						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	76,543	1,507	78,050	10,617		10,617	3,398		3,398
19	負担金、補助及び交付金	5,947,274	32,841	5,980,115	5,151,003	31,341	5,182,344	379,919	15,000	394,919
20	扶助費	1,278,567	14,634	1,293,201	1,278,567	14,634	1,293,201	1,278,447	14,634	1,293,081
21	貸付金	898,253		898,253	809,952		809,952			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	19,638		19,638	9,864		9,864	116		116
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500			
27	公課費	37		37	37		37			
28	繰出金									
	予備費									
	計	12,983,045	77,478	13,060,523	9,554,360	68,025	9,622,385	2,481,263	46,251	2,527,514
財源内訳	国庫支出金	1,482,352	15,389	1,497,741	1,200,032	15,389	1,215,421	897,636	9,202	906,838
	地方債	37,000		37,000	12,000		12,000	12,000		12,000
	その他	2,437,379	35,242	2,472,621	2,129,317	35,242	2,164,559	110,745	20,131	130,876
	一般財源	9,026,314	26,847	9,053,161	6,213,011	17,394	6,230,405	1,460,882	16,918	1,477,800

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費								
		4目 精神衛生費			7目 特定疾患対策費			8目 健康県づくり推進費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	6,161	250	6,411	3,622	846	4,468	17,428		17,428
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費	344		344	1,144	454	1,598	2,640		2,640
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				5,016	2,822	7,838			
8	報償費	1,752	75	1,827	253		253	4,080		4,080
9	旅費	3,416	102	3,518	416	284	700	3,333		3,333
	費用弁償	703	102	805		284	284	371		371
	普通旅費	1,810		1,810	290		290	798		798
	特別旅費	903		903	126		126	2,164		2,164
10	交際費									
11	需用費	4,165		4,165	653		653	9,779	1,660	11,439
12	役務費	2,306		2,306	2,448	600	3,048	2,913		2,913
13	委託料	78,237	2,620	80,857	30,804	3,447	34,251	21,508	3,457	24,965
14	使用料及び賃借料	1,297		1,297	2,817		2,817	2,968		2,968
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	130		130						
19	負担金、補助及び交付金	4,119		4,119	201		201	14,403	15,000	29,403
20	扶助費	18,925		18,925	757,564	14,634	772,198			
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金							116		116
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	120,852	3,047	123,899	804,938	23,087	828,025	79,168	20,117	99,285
財源内訳	国庫支出金	51,942		51,942	394,318	9,202	403,520	5,680		5,680
	地方債									
	その他	2,011		2,011	35	14	49	25,818	20,117	45,935
	一般財源	66,899	3,047	69,946	410,585	13,871	424,456	47,670		47,670

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		補正前	補正額	補正後	2目 医務費			4目 業務費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	32,070		32,070	4,778		4,778	3,985		3,985
2	給料	262,274		262,274						
3	職員手当等	161,235		161,235						
4	共済費	98,172		98,172	182		182	589		589
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	656		656	35		35			
8	報償費	17,789		17,789	2,831		2,831	453		453
9	旅費	19,609	476	20,085	9,018		9,018	2,612	476	3,088
	費用弁償	1,740		1,740	808		808	102		102
	普通旅費	9,113		9,113	2,605		2,605	1,841		1,841
	特別旅費	8,756	476	9,232	5,605		5,605	669	476	1,145
10	交際費									
11	需用費	27,874		27,874	9,211		9,211	5,563		5,563
12	役務費	11,867		11,867	5,030		5,030	1,004		1,004
13	委託料	154,887	4,957	159,844	107,509		107,509	6,561	4,957	11,518
14	使用料及び賃借料	15,470		15,470	7,387		7,387	644		644
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	6,949		6,949				123		123
19	負担金、補助及び交付金	4,770,702	16,341	4,787,043	1,597,305	16,341	1,613,646	1,700		1,700
20	扶助費	120		120				120		120
21	貸付金	809,952		809,952	277,320		277,320			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	9,748		9,748	9,748		9,748			
26	寄附金	30,500		30,500	30,500		30,500			
27	公課費	7		7						
28	繰出金									
	予備費									
	計	6,429,881	21,774	6,451,655	2,060,854	16,341	2,077,195	23,354	5,433	28,787
財源内訳	国庫支出金	302,396	6,187	308,583	267,508	1,230	268,738	849	4,957	5,806
	地方債									
	その他	2,018,555	15,111	2,033,666	1,432,734	15,111	1,447,845	644		644
	一般財源	4,108,930	476	4,109,406	360,612		360,612	21,861	476	22,337

平成26年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	490,681	1,096	491,777
2	給料	2,238,564		2,238,564
3	職員手当等	1,267,513		1,267,513
4	共済費	856,945	454	857,399
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	8,440	2,822	11,262
8	報償費	89,357	553	89,910
9	旅費	103,031	1,690	104,721
	費用弁償	13,905	386	14,291
	普通旅費	54,046		54,046
	特別旅費	35,080	1,304	36,384
10	交際費			
11	需用費	345,993	6,225	352,218
12	役務費	118,494	3,777	122,271
13	委託料	3,183,932	79,304	3,263,236
14	使用料及び賃借料	115,490	180	115,670
15	工事請負費	412,387	28,000	440,387
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	38,103		38,103
19	負担金、補助及び交付金	40,308,637	347,016	40,655,653
20	扶助費	3,053,611	14,634	3,068,245
21	貸付金	847,738		847,738
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	148,059		148,059
24	投資及び出資金			
25	積立金	1,412,892		1,412,892
26	寄附金	31,750		31,750
27	公課費	118		118
28	繰出金	1,882		1,882
	予備費			
	計	55,073,617	485,751	55,559,368
財源内訳	国庫支出金	5,674,015	84,046	5,758,061
	地方債	84,000		84,000
	その他	6,954,002	254,435	7,208,437
	一般財源	42,361,600	147,270	42,508,870

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	997
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金	1,015
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	介護基盤緊急整備事業補助金	71,517
	認知症高齢者ご近所応援団結成支援補助金	3,000
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業補助金	54,000
	障がい者おもてなしプロジェクト事業補助金	5,400
	鳥取県グループホームスプリングラー等設置促進事業補助金	11,125
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	保育所緊急整備事業補助金	107,661
	放課後子どもプラン推進事業補助金	10,997
	保育緊急確保事業補助金	19,877
	被災した子どもへの保育料減免補助金	930
	自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金	4,400
	鳥取県地域少子化対策強化交付金	23,130
	次世代育成支援対策施設整備費補助金	1,626
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
4 目 精神衛生費		
報酬	アルコール健康障害対策基本法普及啓発事業プロポーザル審査会外部委員	2人
	鳥取県アルコール健康障がい対策検討委員会委員	8人
7 目 特定疾患対策費		
報酬	指定難病審査会委員	19人
8 目 健康県づくり推進費		
負担金、補助及び交付金	市町村自殺対策緊急強化交付金	15,000
2 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	地域医療連携研修会開催支援事業補助金	9,154
	医師等環境改善事業補助金	5,957
	へき地診療所設備整備事業補助金	1,230

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度 皆成学園等給食業務 委託	119,799			平成27年度から 平成29年度まで	119,799			119,799	
平成26年度 総合療育センター給 食業務委託	103,556			平成27年度から 平成29年度まで	103,556			103,556	

議案第 2 号

平成26年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議 案 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	補正前	補正	計	財源内訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	そ の 他 (繰越金)	事業収入	
(特別会計) 青少年・家庭課	98,352	16,749	115,101			16,749		
特別会計 合 計	98,352	16,749	115,101			16,749		

平成26年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算歳入歳出事項別明細書

歳入

款	項	目	補正前	補正額	補正後	節		説明
						区分	金額	
1 繰入金			千円 1,882	千円 0	千円 1,882		千円	
	1 一般会計繰入金		1,882	0	1,882			
		1 一般会計から繰入	1,882	0	1,882			
2 諸収入			96,470	0	96,470			
	1 県預金利子		183	0	183			
		1 県預金利子	183	0	183			
	2 貸付金元利収入		95,877	0	95,877			
		1 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	95,877	0	95,877			
	3 雑入		410	0	410			
		1 雑入	410	0	410			
3 繰越金			0	16,749	16,749			
	1 繰越金		0	16,749	16,749			
		1 繰越金	0	16,749	16,749	1 前年度繰越金	16,749	
歳入合計			98,352	16,749	115,101			

歳出

款	項	目	補正前	補正額	補正後	財源内訳				節		説明	
						国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	区分	金額		
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円	
1	母子寡婦福祉 資金貸付事業費		98,352	16,749	115,101			16,749					
		1	母子寡婦福祉 資金貸付事業費	98,352	16,749	115,101			16,749				
		1	母子寡婦福祉 資金貸付事業費	98,352	16,749	115,101			16,749		23 償還金、利子 及び割引料	11,057	母子寡婦福祉資金 償還金
										28 繰出金	5,692	一般会計繰出金	
歳 出 合 計			98,352	16,749	115,101			16,749					

平成26年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算説明資料

1 款 母子寡婦福祉資金貸付事業費

1 項 母子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年・家庭課（内線：7869）

1 目 母子寡婦福祉資金貸付事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考								
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入									
母子寡婦福祉資金貸付事業	98,352	16,749	115,101			(繰越金) 16,749										
トータルコスト	144,012	16,749	160,761	(補正に係る主な業務内容)												
従事する職員数	5.9人	0.0人	5.9人	国への償還、一般会計への繰出事務												
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の経済的自立と生活支援の充実															
事業内容の説明																
<p>母子寡婦福祉資金の財源としている国からの借入金について、国の施行令の改正（平成26年4月1日施行）により、剰余金の償還基準を超過したため、国へ償還する。</p> <p>併せて、償還基準超過額のうち、県の一般会計から繰り入れていた財源について、一般会計へ繰り出す。</p> <p>《金額内訳》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国への償還金</td> <td>11,057千円</td> </tr> <tr> <td>一般会計への繰出金</td> <td>5,692千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,749千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正前)</p> <p>A 国に償還しなければならない金額の基準額 平成22年度～平成24年度の貸付実績の平均額×<u>2</u> = 174,372千円</p> <p>B 平成24年度の特別会計の決算上の剰余金の額 = 164,965千円</p> <p><u>A > B のため、平成26年度において国からの借入金の償還は不要</u></p> <p>(改正後)</p> <p>A 国に償還しなければならない金額の基準額 平成22年度～平成24年度の貸付実績の平均額×<u>1.7</u> = 148,216千円</p> <p>B 平成24年度の特別会計の決算上の剰余金の額 = 164,965千円</p> <p><u>A < B のため、平成26年度において国からの借入金の償還が必要</u></p> <p>剰余金の償還基準超過額 = B - A = 16,749千円</p>									区分	要求額	国への償還金	11,057千円	一般会計への繰出金	5,692千円	計	16,749千円
区分	要求額															
国への償還金	11,057千円															
一般会計への繰出金	5,692千円															
計	16,749千円															
【参考】母子寡婦福祉資金貸付の概要																
<p>配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を行う。</p>																

平成26年度 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費								
		1項 母子寡婦福祉資金貸付事業費								
		1目 母子寡婦福祉資金貸付事業費								
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬									
2	給 料									
3	職 員 手 当 等									
4	共 済 費									
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賃 金									
8	報 償 費									
9	旅 費	232		232	232		232	232		232
	費 用 弁 償									
	普 通 旅 費	232		232	232		232	232		232
	特 別 旅 費									
10	交 際 費									
11	需 用 費	200		200	200		200	200		200
12	役 務 費	814		814	814		814	814		814
13	委 託 料	1,191		1,191	1,191		1,191	1,191		1,191
14	使用料及び賃借料									
15	工 事 請 負 費									
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費									
19	負担金、補助及び交付金									
20	扶 助 費									
21	貸 付 金	95,915		95,915	95,915		95,915	95,915		95,915
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料		11,057	11,057		11,057	11,057		11,057	11,057
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金		5,692	5,692		5,692	5,692		5,692	5,692
	予 備 費									
	計	98,352	16,749	115,101	98,352	16,749	115,101	98,352	16,749	115,101
財	国 庫 支 出 金									
源	繰 入 金	1,882		1,882	1,882		1,882	1,882		1,882
内	そ の 他	96,470	16,749	113,219	96,470	16,749	113,219	96,470	16,749	113,219
訳	事 業 収 入									

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
1 款 母子寡婦福祉資金貸付事業		
1 項 母子寡婦福祉資金貸付事業		
1 目 母子寡婦福祉資金貸付事業		
償還金、利 子及び割引 料	母子寡婦福祉資金償還金	11,057
繰出金	一般会計繰出金	5,692

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 インターネットに接続する機能を有するゲーム機等が広まり、有害情報の閲覧、他人の中傷等の問題が生じていることに鑑み、青少年が安心してインターネットを利用できるよう、保護者による利用の管理等について、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 保護者は、その監護する青少年の年齢等に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。 ア 保護者がインターネット利用の状況を把握するために、利用時間及び場所を制限すること。 イ 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。 ウ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。 エ その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置。 (2) インターネットに接続する機能を有するゲーム機等の販売事業者は、一定の場合を除き、当該機器の購入者に対して当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならない。 (3) 知事は、(2)に違反する販売事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>3 施行期日 平成26年10月1日</p>

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（安全にインターネットを利用できる環境の整備）</u></p> <p>第12条の2 保護者は、<u>その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。</u></p> <p>(2) <u>保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。</u></p>	<p><u>（インターネット利用環境の整備）</u></p> <p>第12条の2 保護者は、<u>青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。）の活用（フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条及び次条において同じ。）により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。</u></p>

ア 第11条第1項各号のいずれかに該当する情報
イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ

明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

(4) その他青少年のインターネットの利用を制御
することができる措置

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青
少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年
がインターネットを適切に活用する能力を習得する
よう努めるとともに、インターネットに接続されて
いる機器のうち青少年の利用に供するものについて
は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを
利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止しなけれ
ばならない。

3 インターネットに接続する機能を有する機器を不
特定又は多数の者の利用（学校における教育目的で
の利用を除く。）に供する者は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらな
ければならない。

(1) 利用する者の年齢を確認できる場合 利用す
る者の年齢を確認するとともに、青少年の利用に
供する機器については、青少年有害情報フィルタ
リングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧
又は視聴を防止すること。

(2) 前号以外の場合 利用に供する機器につい
て、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア
を利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止する
こと。

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販
売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電
気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者
情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）
第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者
は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害
情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その
他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを
防止するために必要な情報を提供しよう努めなけれ
ばならない。

5 略

6 知事は、第3項の規定に違反している者があると
認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同
項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる
事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項
報告書」という。）を提出するよう命ずることがで
きる。この場合において、命令を受けた者は、当該
命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない
範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青
少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年
が有効にインターネットを利用するために、有害情
報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさ
せるよう努めるとともに、その青少年の利用に供す
る端末設備について、フィルタリングの機能を有す
るソフトウェアを活用し、青少年の有害情報の閲覧
又は視聴を防止しなければならない。

3 端末設備を不特定又は多数の者の利用（学校にお
ける教育目的での利用を除く。以下この項において
同じ。）に供する者は、青少年の有害情報の閲覧又
は視聴を防止するため、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければな
らない。

(1) 端末設備を不特定又は多数の者の利用に供す
る者が利用する者の年齢を確認できる場合 利用
する者の年齢を確認するとともに、フィルタリン
グの機能を有するソフトウェアを活用した端末設
備を青少年の利用に供すること。

(2) 前号以外の場合 フィルタリングの機能を有
するソフトウェアを活用した端末設備を不特定又
は多数の者の利用に供すること。

4 端末設備又は当該端末設備が附属した機器の販
売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電
気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっ
ては、フィルタリングの機能を有するソフトウェア
に関する情報その他青少年がインターネットの利用
により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止
するために必要な情報を提供しよう努めなければ
ならない。

5 略

6 知事は、第3項の規定に違反している者があると
認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同
項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる
事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項
報告書」という。）を提出するよう命ずることがで
きる。この場合において、命令を受けた者は、当該
命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない
範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命

<p>令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 略 (2) 有害情報の閲覧又は視聴を防止する方法 (3) 略</p>	<p>(1) 略 (2) 有害情報の閲覧又は視聴防止方法 (3) 略</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p><u>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)</u></p>	<p><u>(携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置)</u></p>
<p>第12条の3 <u>インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第12条の3 <u>保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる。</u></p>
<p>(1) <u>当該機器において携帯電話インターネット接続役務（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（その変更契約を含む。以下同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を併せて行う場合</u> (2) <u>当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合</u> (3) <u>当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合</u></p>	<p>2 <u>前項の申出は、同項の正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。</u></p>
<p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業</u></p>	<p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット</u></p>

とする者は、青少年が使用する携帯電話端末その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

5 知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

接続媒介業者等」という。）は、第1項に規定する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続事業者は、第1項の規定によりフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 携帯電話インターネット接続事業者が、前2項の規定に違反したとき。

(2) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、第3項の規定に違反したとき。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続媒介業者等（以下「携帯電話インターネット接続事業者等」という。）が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

平成25年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

福祉保健部(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他		地方債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3 民生費	1 社会福祉費	鳥取県介護基盤緊急整備事業費	423,260,000	144,606,000				144,606,000		
		とっとり支え愛体制づくり事業費	538,362,000	1,000,000				1,000,000		
		広域型特別養護老人ホーム整備事業費	315,000,000	315,000,000					315,000,000	
		障害者総合支援法施行事務費(指定事業者管理事業)	1,565,000	1,080,000		500,000				580,000
		鳥取県社会福祉施設等施設整備事業費	519,656,000	406,834,000		271,214,000				135,620,000
		鳥取県社会福祉施設等耐震化等整備事業費	88,836,000	73,349,000				48,899,000		24,450,000
		鳥取県障がい者アート推進事業費	134,556,000	29,615,999				29,615,999		
	2 児童福祉費	地域の結婚・妊娠・出産・子育て応援事業費	136,000,000	34,565,000		34,565,000				
	子育て拠点施設等整備事業費	458,189,000	90,508,000				90,508,000			
4 衛生費	1 公衆衛生費	風しん対策特別促進事業費	7,128,000	7,128,000		3,564,000				3,564,000
		食物アレルギー対策推進事業費	1,220,000	1,170,000						1,170,000
	4 医薬費	被ばく医療体制整備事業費(二次被ばく医療機関等の施設整備)	500,000,000	500,000,000		500,000,000				
		地域医療対策費(医療施設等施設整備費)	21,242,000	11,789,000		11,789,000				
		有床診療所等スプリンクラー整備事業費	365,664,000	365,664,000		365,664,000				
		鳥取県地域医療再生基金事業費	3,311,110,000	1,036,028,000				1,036,028,000		
		周産期医療対策事業費	69,556,000	17,836,000				17,836,000		
看護師養成所施設整備事業費	173,487,000	86,744,000		86,744,000						
福祉保健部合計			7,064,831,000	3,122,916,999		1,274,040,000		1,368,492,999	315,000,000	165,384,000

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部 長寿社会課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	155,520	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県福祉保健 部長寿社会課
2	福祉保健部子 育て王国推進 局子ども発達 支援課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	126,000	平成26年3月1日 ～平成30年2月28日	鳥取県福祉保健 部子育て王国推 進局子ども発達 支援課
3	福祉保健部健 康医療局医療 政策課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市片原一丁目103番地 山陰総合リース株式会社	217,728	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日	鳥取県福祉保健 部健康医療局医 療政策課
4	福祉保健部健 康医療局医療 指導課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	190,523	平成26年3月17日 ～平成31年3月31日	鳥取県福祉保健 部健康医療局医 療指導課
5	福祉保健部健 康医療局医療 指導課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	1式	東京都品川区東五反田二丁目10番2号 J A三井リース株式会社	1,516,320	平成26年5月1日 ～平成31年4月30日	鳥取県福祉保健 部健康医療局医 療指導課
6	倉吉児童相談 所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オー・エイ	166,320	平成26年3月1日 ～平成30年2月28日	鳥取県倉吉児童 相談所
7	鳥取看護専門 学校	物品 保守	印刷機	1台	鳥取市本町一丁目203番地4 株式会社金居商店	1,270,080	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県立鳥取看 護専門学校
8	倉吉総合看護 専門学校	物品	ノートパソコン	5台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	784,080	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日	鳥取県立倉吉総 合看護専門学校
9	中部総合事務 所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	152,928	平成26年4月1日 ～平成28年3月31日	中部総合事務所 福祉保健局

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	平成24年6月11日	契約金額 143,640円	契約金額 183,888円